## 審查基準·標準処理期間整理票

処分の内容		史跡黒浜貝塚の利用の許可			
根拠法令及び条項		蓮田市史跡黒浜貝塚設置及び管理条例第5条			
	■ 有(第4条第1項に該当する場合を含む。) □ 無(根拠:第4条第2項第 号に該当)				
	公表 ■ する □ しない(公表しない場合の根拠:第7条第4項第 号に該当)				
審查基準	【内容】(※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 別紙のとおり				
審査基準設定年月日		令和 4年 4月1日 審 査 基 準 最終変更年月日	年	月	日
標準処理期間		<ul><li>■ 有(第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。)</li><li>期間(14日)</li><li>□ 無(根拠:第6条において準用する第4条第2項第 号に該当)</li></ul>			
標準処理期間 設定年月日			年	月	日
所管部署		蓮田市教育委員会生涯学習部社会教育課			
備考					

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

## 蓮田市史跡黒浜貝塚設置及び管理条例

(行為の制限)

- 第5条 史跡を利用しようとする者(以下「利用者」という。)のうち、史跡において 次に掲げる行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。
- (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為
- (2) 業として写真、映画等を撮影する行為
- (3) 興行を行う行為
- (4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため、史跡の一部を独占して利用する行為
- (5) 小型無人機(重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(平成28年法律第9号)第2条第3項に規定する小型無人機をいう。)を飛行させる行為
- 2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う予定人数、行為の内容その他教育委員会規則で定める事項を記載した申請書を教育委員会に提出しなければならない。
- 3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該変 更事項その他教育委員会規則で定める事項を記載した申請書を教育委員会に提出し、 その許可を受けなければならない。
- 4 教育委員会は、第1項各号に掲げる行為が公衆の史跡の利用又は史跡の管理に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項又は前項の許可を与えることができる。
- 5 教育委員会は、第1項又は第3項の許可に史跡の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。